

住宅手当の支払い助成金

対象の障害を持つ従業員が自ら借りた住宅に対する住宅手当を支給している事業主を支援する助成金です。

支給対象になる条件は、以下の通りです。

- 通勤を容易とすることを目的に、対象の障害を持つ従業員自ら新規に借りた住宅で、その賃料を支払っていること
- 対象住宅が事業所まで10分程度の距離であること、この間の通勤は徒歩または車いす等でおこなえること
- 対象住宅の移動環境等において、障害特性に配慮した住宅であること
- 対象の障害を持つ従業員以外の労働者が住宅を賃借した場合に通常支払われる住宅手当の限度額を超えた住宅手当の支払を、就業規則等に定めていること
- 対象住宅に対象の障害を持つ従業員が移転することに関して、住民基本台帳法第22条（転入届）または第23条（転居届）に規定する届出をおこなっていること

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」

支給額は、以下の通りです。

（１）助成率、支給限度額等

イ 助成金の支給額は、上記４の支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額（１円未満切捨て）、または次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支給限度額	支給期間
3／4	対象障害者１人につき月６万円	１０年間

ロ 支給対象費用に充てるため、助成金に合わせ、国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に、助成率を乗じて得た額または上記イの支給限度額のいずれか低い額です。

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」